

■ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に対する補助制度（令和 8 年 3 月現在）の概要

無料耐震診断	対象となる住宅	在来軸組構法又は伝統構法の木造住宅 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した住宅
	対象者	対象となる住宅の所有者
耐震改修費補助	対象となる住宅	旧耐震の木造住宅で、扶桑町が実施している「無料耐震診断」の結果、判定値が 1.0 未満、又は一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震（現地）診断において、得点が 80 点未満のもの
	対象となる改修工事	地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事で、判定値を 1.0 以上とする耐震改修工事（ただし、1.0 未満と診断された階別方向別上部構造評点を判定値に 0.3 加算をした数値以上とするものに限る）
	補助金額	耐震改修工事費及び改修設計費を合算した額で 115 万円又は耐震改修工事費の 80% のうち少ない額
段階的耐震改修費補助	対象となる住宅	①扶桑町が実施している「無料耐震診断」の結果、総合判定値が 0.4 以下の旧基準木造住宅 ②一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震（現地）診断において得点が 40 点以下の旧基準木造住宅 ①又は②において耐震改修工事を一段目と二段目に分けて行うもの
	対象となる改修工事	一段目 ①において総合判定値が 0.4 以下又は②において得点が 40 点以下と診断された旧基準木造住宅の一部を工事することにより、総合判定値を 0.7 以上 1.0 未満とする工事 二段目 一段目耐震改修工事により補助金の交付を受けた旧基準木造住宅の判定値を 1.0 以上とする工事
	補助金額	一段目 耐震補強の工事費と設計費を合算した額とし、60 万円又は工事費の 80% のうち少ない額を限度とする 二段目 ア 耐震補強の工事費で、40 万円又は工事費の 80% のうち少ない額を限度額とする イ 租税特別措置法第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税の税額控除の額アからイを差し引いた額とする
耐震シェルター整備費	対象となる住宅	①扶桑町が実施している「無料耐震診断」の結果、総合判定値が 0.4 以下の旧基準木造住宅 ②一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震（現地）診断において得点が 40 点以下の旧基準木造住宅 ③高齢者、身体障害者、要介護認定者、精神保健福祉手帳の交付者又は療育手帳交付者で、地震発生時に避難することが困難な者が居住していること
	補助対象経費	耐震シェルター購入、運搬及び設置に要する費用
	補助金額	補助対象経費の額。ただし、30 万円を限度とする
木造住宅除却費補助	対象となる住宅	旧耐震の木造住宅で、扶桑町が実施している「無料耐震診断」の結果、判定値が 1.0 未満、又は一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震（現地）診断において、得点が 80 点以下、又は「容易な耐震診断調査票」を用いた耐震診断において倒壊の危険性があると診断されたもの
	対象となる工事	対象住宅 1 棟全てを除却する工事
	補助金額	除却工事費。ただし、20 万円を限度とする

【問い合わせ先】

扶桑町 産業建設部 都市政策課

TEL : 0587-92-4120 FAX:0587-93-2034 e-mail: toshi_sc@town.fuso.lg.jp

扶桑町

耐震改修促進計画

ふそう耐震プラン 2035 概要パンフレット

■ 耐震改修促進計画について

近い将来において、南海トラフ巨大地震のような大規模な地震の発生が危惧される中、速やかな地震防災対策の推進が望ましく、地震による人的被害や経済被害を減らす対策としては、住宅・建築物を耐震化し、倒壊等の被害を防止することが重要です。

「扶桑町耐震改修促進計画」は、こうした状況を踏まえ、具体的な耐震化の目標及び目標達成のために必要な施策を定めたもので、今後更なる耐震化・減災化を促進するため改訂し、新たな目標とその実現を目指した取組を示すものです。

対象区域 扶桑町全域

計画期間 令和 17 年度まで

対象とする建物

戸建住宅、長屋、共同住宅(賃貸・分譲)を含む全ての住宅

特定既存耐震不適格建築物

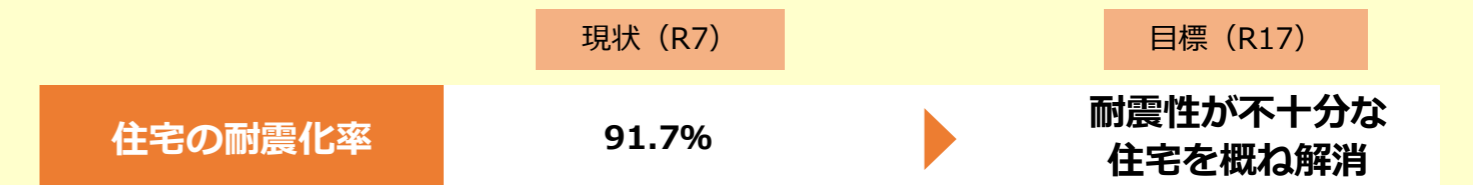
多数の者が利用する建築物	「耐震改修促進法」第 14 条第 1 号
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	「耐震改修促進法」第 14 条第 2 号
通行障害既存耐震不適格建築物	「耐震改修促進法」第 14 条第 3 号

耐震診断義務付け対象建築物

要緊急安全確認大規模建築物	「耐震改修促進法」附則第 3 条第 1 項各号
要安全確認計画記載建築物	「耐震改修促進法」第 7 条各号

■ 住宅・建築物の耐震化の目標

<住宅の耐震化率の目標>

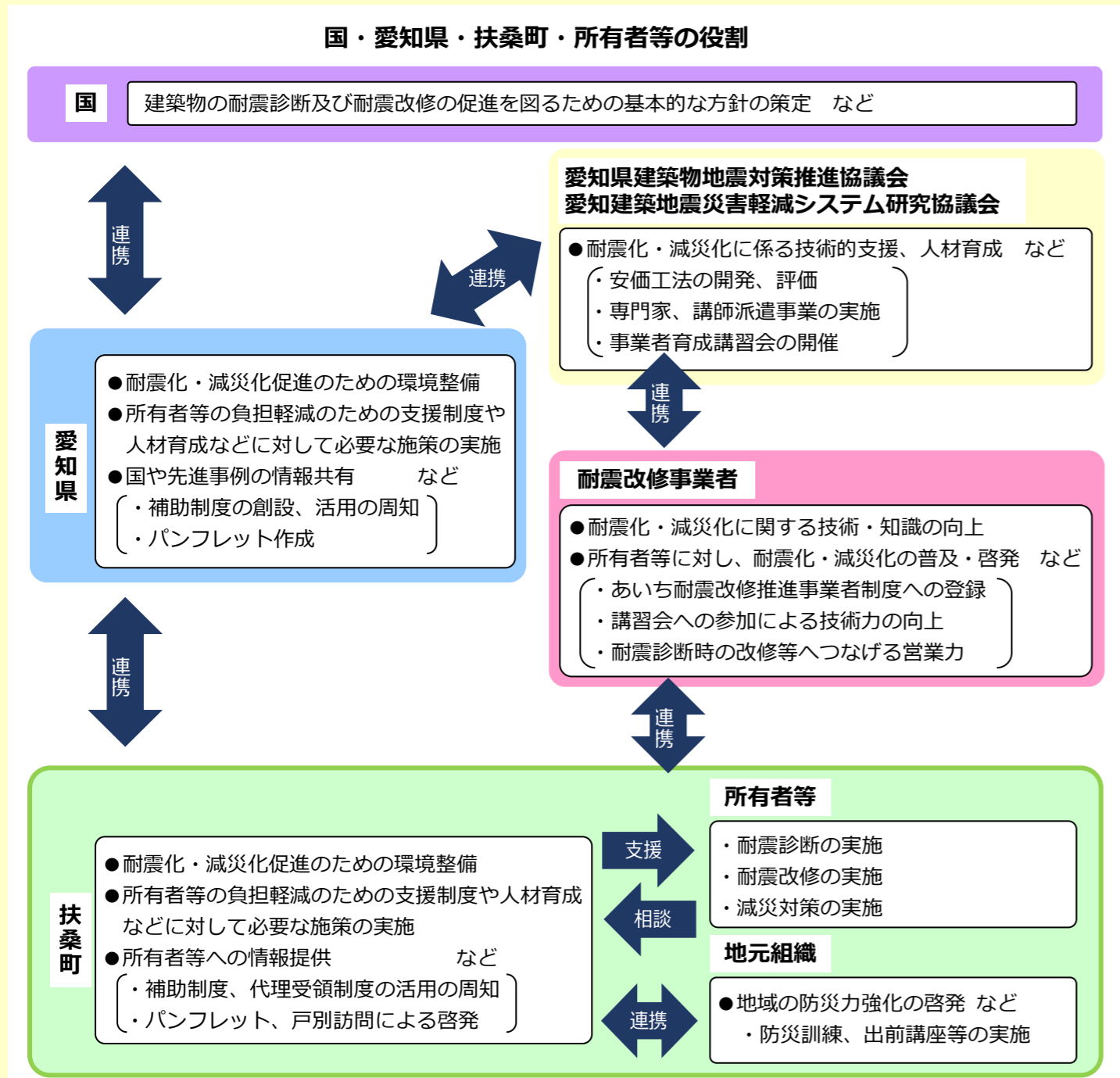


<耐震診断義務付け対象建築物（令和 7 年度時点）>

要緊急安全確認大規模建築物	3 棟 耐震性確認済	要安全確認計画記載建築物	該当なし
---------------	---------------	--------------	------

■ 耐震化及び減災化に向けた役割分担

扶桑町は、国や県と連携し、本計画で示している目標を実現するため、住宅・建築物の所有者等の取組をできる限り支援します。また、これまで以上に迅速に耐震化・減災化を確実に実行していくという観点から、役割分担を図りながら、所有者等にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などに取り組み、耐震化・減災化の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本とします。



■ 耐震化促進の体制整備

住宅・建築物の耐震化を円滑に促進するため、関連する機関や団体等と連携し、計画の進捗状況等の情報を共有して的確に取り組んでいきます。

- 愛知県との連携
- 愛知県建築物地震対策推進協議会との連携
- 公共施設管理者間の連携
- 住民活動団体等との連携 等

■ 地震に備えた安全対策

住宅・建築物の耐震化については、個別の事情等により困難な場合があります。また、地震から生命・財産を守るためには、住宅・建築物の構造を耐震化するだけでは充分とはいえません。

そのため、減災化にも寄与する以下のような取組を推進します。

- 耐震シェルター等の設置
- エレベーター・エスカレーターの安全対策
- 敷地の安全対策
- 家具転倒の防止等の対策
- ブロック塀の安全対策
- 地域ぐるみの防災・減災体制の充実 等

■ 耐震化の普及・啓発

住宅の耐震化を推進するためには、まず住民の地震災害に対する意識を高めることが重要です。扶桑町では、住宅等の耐震化を普及するとともに、被害が発生してしまった場合の救助等についても、分かりやすい周知に取り組んでいきます。

- 洪水地震防災マップの作成、全戸配布
- 広報ふそう、町ホームページ等での情報掲載
- 耐震改修に係るパネル展示 等
- 防災・減災のための教育
- 町内会・自主防災会等でのPR

■ 耐震化促進のための支援

住宅の耐震化を推進するためには、まず耐震診断を行い、個々の住宅の耐震性を的確に把握する必要があります。扶桑町では、住宅の無料耐震診断、耐震改修に対する補助、税制上の優遇措置などの支援を行い、耐震化の促進を図っていきます。

● 無料耐震診断及び耐震改修に対する補助

扶桑町では、木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度により、住宅の耐震化を支援しています。また、令和7年度から木造住宅の取壊しに対する補助制度を実施しています。

● 住宅に係る耐震改修促進税制

旧耐震基準によって建築された住宅について、現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事を実施した場合には、所得税額の特別控除及び固定資産税額の減税措置を受けることができます。扶桑町では、耐震改修工事を実施した方に、制度の周知をしていきます。

● 補助金の代理受領制度

扶桑町では、補助金の申請者(建物所有者等)からの委任により、補助対象工事を実施した工事施工者等が、補助金の受領を代理で行うことができる代理受領制度を導入しています。

